

平成27年11月
警察 庁

「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成27年8月28日から同年9月26日までの間、「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」に対する意見の募集を行ったところ、6通の御意見・御質問を頂きました。

「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」が公布されるに当たり、頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年国家公安委員会告示第41号）

2 命令等の案を公示した日

平成27年8月28日

3 御意見・御質問に対する警察庁の考え方

頂いた御意見・御質問に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見・御質問については、必要に応じ、整理又は要約をした上で掲載しています（整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」の内容に関する御意見・御質問以外のものについては、今後の参考とさせていただきます。

4 修正点

頂いた御意見や別途障害者団体等から寄せられた御意見を踏まえ、警察庁での検討の結果、「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見・御質問の総数	6通
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	5通
電子メール	0通
F A X	1通
郵 送	0通

「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針案」に対する御意見・御質問に対する警察庁の考え方について

No.	意見・質問の概要	意見・質問に対する考え方
第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方		
1	<p>「1 (2) 正当な理由の判断の視点」中、「正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに…(略)…必要である。」という記載を、「正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、…(略)…必要である。」と修正して欲しい。また、「事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。」という記載についても、「事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」と修正して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「1 (2) 正当な理由の判断視点」を次のとおり修正いたします。</p> <p>「事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、…(略)…必要である。</u>また、事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」</p>
2	<p>「この指針で定める事項や例示として記されているものに関しては、差別解消法の目的・趣旨に沿って、具体的な状況に応じて柔軟で積極的な対応が期待されていること、また、「客観的」というのは第三者が見ても同見解となるようななどの意味であること、そして「正当な理由」を拡大解釈して法の趣旨に反するようなことにはならないように」との記述を追加してほしい。さらに、違反を繰り返す事業者には、差別解消法に基づいて指導や勧告がなされ得ることも、明記して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「1 (2) 正当な理由の判断視点」を No. 1 のとおり修正させていただきます。</p> <p>さらに、第2に留意点として、下記の記載を追加させていただきます。</p> <p>「3 留意点 本指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。 事業者における障害者差別解消</p>

		<p>に向けた取組は、本指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。」</p>
3	<p>合理的配慮の基本的考え方について、「合理的配慮は、警察庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。</p>	<p>合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応指針においても同様の記述としております。</p>
4	<p>第3の2(1)について、ウ中「なお、事業者は、…(略)…自主的な取組に努めることが望ましい。」の文末を「自主的に取り組むものとする。」とすべき。</p> <p>また、オを「事業者は、…(略)…事業主体の違いも考慮した上で、<u>提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受け、法の趣旨を損なうことのないよう対応するものとする。</u>」と修正すべき。</p>	<p>事業者の義務については、法に規定のない義務を対応指針で事業者に課すことは困難であることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
5	<p>意思の表明について、「障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）」との記載を、（言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するものを含む。）とすべき。</p>	<p>頂いた御意見の「言語通訳、手話通訳、要約筆記者、盲ろう通訳等」については、原案の「通訳を介するもの」に含まれると解せるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

6	<p>過重な負担の基本的な考え方について、安易に拡大解釈して、法の目的、趣旨を阻害することにならないような歯止めとなる規定を置くべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「2(2)過重な負担の基本的な考え方」を次のとおり修正いたします。</p> <p>「過重な負担については、事業者において、<u>具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、…（略）…必要である。</u>」</p>
<p>第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方の具体例について</p>		
7	<p>不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例が所管事業者の事業内容に即していない。</p>	<p>具体例についてはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではございません。</p> <p>頂いた御意見も踏まえ、今後、具体例を蓄積しつつ、関係機関等とも連携しながら、必要に応じて対応要領の見直しを図ってまいります。</p>
8	<p>不当な差別的取扱いの具体例に、「介助者にばかり顔を向けたり話しかけたりして、障害者本人に正対しない、話しかけないことは差別に当たりうること」を追加して欲しい。</p>	<p>なお、頂いた御意見のうち、「電光掲示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」については、法第8条に規定する合理的配慮ではなく、法第5条に規定する環境の整備に当たることから、第2の2(3)の記載を追加しております。</p>
9	<p>不当な差別的取扱いに当たり得る具体例に、「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば、障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」との記載を追加して欲しい。</p>	
10	<p>物理的環境への配慮として、「電光掲示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を追加すべき。</p>	
11	<p>具体的な対応例として、発話の障害である吃音をもっと詳細に記載して欲しい。また、「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加して欲しい。</p>	

12	<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例として、「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をする必要があるとき、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する。」を追加して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>「他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、<u>発作</u>等がある場合、<u>緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。</u>」</p>
第4 事業者における相談体制の整備について		
13	<p>相談者の性別に配慮した相談体制となるよう、相談体制の中に必ず女性を配置する旨の規定を追加して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>「また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時には、<u>障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、</u>対面のほか、電話、ファックス、電子メール等障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。さらに、実際の相談事例については、<u>相談者のプライバシーに配慮しつつ、</u>順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。」</p>
14	<p>「…（略）…相談時の配慮として、対面のほか、電話、ファックス、電子メール等の多様な手段を用意するものとし、…（略）…望ましい。」と修正して欲しい。</p>	<p>「…（略）…相談時の配慮として、対面のほか、電話、ファックス、電子メール等障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。さらに、実際の相談事例については、<u>相談者のプライバシーに配慮しつつ、</u>順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。」</p>
第5 事業者における研修・啓発について		
15	<p>研修・啓発については、実効性が上がる取組を促すような記述とすべき。障害当事者や障害者団体による研修や、マニュアルの作成等が必要であると考えます。</p>	<p>所管事業者の中には、事業規模が小さい事業者も含まれるため、特定の内容の研修の実施を一律に義務付けることは困難なことから、原案どおりとさせていただきます。</p>
16	<p>障害のある女性等の複合的な困難に関して、研修の内容に含めることを明記して欲しい。</p>	
その他		
17	<p>対応指針の内容が全体的に不足していると感じる。厚生労働省の指針案のように、具体的事例等を詳細に記載してほしい。また、関連ホーム</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、今後、具体例を蓄積しつつ、関係機関等とも連携しながら、必要に応じて対応指針の見直しを図ってまいります。</p>

	<p>ページ一覧を対応指針案に追加して欲しい。</p>	<p>ます。 なお、対応指針は所管事業者の適切な対応に必要な事項を定めるものであり、「関連ホームページ一覧を対応指針案に追加して欲しい」との御意見については、対応指針の位置付けとは異なることから、記載しないこととさせていただきます。</p>
<p>18</p>	<p>「公安委員会が所管する各種免許類、許認可事項類について、障害者を一律に排除、若しくは診断書上の疾病名を主たる判断基準として排除する法令を一言一句点検し、これらについて最大限の努力をもって、平成29年度末までに改正し、障害者の社会参加の障壁を徹底的に取り組む」と記載すべき。</p>	<p>対応指針は所管事業者の適切な対応に必要な事項を定めるものであり、頂いた御意見については、対応指針の位置付けとは異なることから、記載しないこととさせていただきます。 頂いた御意見については、今後の当庁における業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>19</p>	<p>事業者においても、警察庁の相談窓口について障害者及び関係者に分かりやすい形で周知することを記載して欲しい。</p>	<p>対応指針は所管事業者の適切な対応に必要な事項を定めるものであり、頂いた御意見については、対応指針の位置付けとは異なることから、記載しないこととさせていただきます。 なお、相談窓口の周知に関しては、警察庁ホームページ等各種媒体等を通じて実施してまいります。</p>

「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の修正点について

1 パブリックコメントで頂いた御意見を踏まえた修正点

- (1) 「第2 法制定の経緯及び法の基本的考え方」に「3 留意点」として次の記載を追加

3 留意点

本指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

- (2) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、「1 (2) 正当な理由の判断の視点」を次のとおり修正

正当な理由に相当するのは、…(略)…事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、…(略)…必要である。

…(略)…また、事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者とその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- (3) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、「2 (2) 過重な負担の基本的な考え方」を次のとおり修正

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、…(略)…必要である。

- (4) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、2 (3) 「ウ ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」中(イ)を次のとおり修正

(イ) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある障害者の場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

- (5) 「第4 事業者における相談体制の整備」を次のとおり修正

事業者においては、…(略)…また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時には、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メール等障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。また、実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ、順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。

2 その他の御意見等を踏まえた修正点

- (1) パブリックコメントにおいて頂いた御意見に、法第5条に規定する「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」として実施すべきものと考えられる具体例を追加すべきとの御意見があったところ、原案に同条に関する記載が欠けていたことから、「第2法制定の経緯及び法の基本的な考え方」中、「2法の基本的な考え方」に、次の記載を追加することとしました。
- (3) 法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。
- 障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要である。
- また、これに伴い、「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、2(1)イの記載を次のとおり修正します。
- イ 合理的配慮は、…(略)…とする。
- なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、前述した環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。
- (2) 障害者団体より、障害当事者の意思の表明を支援する者として、法定代理人等を具体例に追加すべきとの御意見があったことを踏まえ、「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、2(1)ウの記載を次のとおり修正します。
- ウ 意思の表明に当たっては、…(略)…伝えられる。
- また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。
- なお、事業者は、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、…(略)…自主的な取組に努めることが望ましい。
- (3) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、2(3)「イ 意思疎通の配慮の具体例」中(オ)を次のとおり修正します。
- (オ) 障害者から申出があった際に…(略)…対応する。
- (4) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、2(3)「ウ ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」中(ウ)を次のとおり修正します。
- (ウ) スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。また、なじみのない外来語は避ける、…(略)…必要に応じて適時に渡す。

3 技術的修正

- (1) 「第2 法制定の経緯及び法の基本的考え方」中、「1 法制定の経緯」を次のとおり修正します。

我が国は、…(略)…障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、…(略)制定された。
- (2) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、1(3)「不当な差別的取扱いの具体例」中アからオまでの記載を次のとおり修正します。
 - ア 障害を理由に窓口対応を拒否する。
 - イ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
 - ウ 障害を理由に資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
 - エ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
 - オ 障害を理由に、事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、来訪の際に付添人の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添人の同行を拒んだりする。
- (3) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、2(2)「過重な負担の基本的な考え方」中ア、エ及びオの記載を次のとおり修正します。
 - ア 事業への影響の程度（事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - エ 事業規模
 - オ 財務状況
- (4) 「第3 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」中、2(3)「イ 意思疎通の配慮の具体例」中(エ)を次のとおり修正します。
 - (エ) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに具体的に説明する。